

新型コロナウイルス感染症対策に関する決議

これまで、新型コロナウイルス感染拡大の波が繰り返され、住民の命と暮らしを守り抜く責務を有する我々都市自治体は、その都度、感染拡大防止対策の徹底はもとより、安全かつ円滑な新型コロナワクチンの臨時接種に全力で取り組んできたところである。

国は、新型コロナウイルスの感染法上の位置付けの変更に伴う政策・措置の見直しを行ったが、コロナ禍の長期化により、疲弊した地域経済を回復させ、ポストコロナにおける活力ある地域社会を取り戻すよう、引き続き、必要な施策を講じることが必要である。

よって、国においては、下記事項について、特段の措置を講じるよう強く要望する。

記

1 新型コロナウイルスワクチン接種について

新型コロナウイルスワクチン接種の将来的な定期接種への移行を見据え、長期的なスケジュールやワクチン供給、自己負担のあり方など、市町村における接種体制の確保に必要な情報を具体的かつ早期に明示すること。

また、定期接種への移行に当たっては、市町村に新たな財政負担が生じないように、必要な財政措置を講じること。

2 地域経済対策について

- (1) 長期化したコロナ禍における原油価格・物価高騰等の影響に対応し、引き続き、地域経済の回復を図り、地域の実情に応じた実効性のある対策を講じることができるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の継続、又は代替的な財政措置の創設など、大胆かつ強力な対策を講じること。

- (2) ポストコロナにおける事業経営が円滑に進められるよう、新型コロナウイルス感染症対策等に係る融資の返済が始まることを踏まえて、融資の返済猶予、返済負担の軽減などについて柔軟に対応すること。

以上、決議する。

令和5年4月27日

新 潟 県 市 長 会